

# 第5章

## 新たな区政の創造

51 区政改革の推進 ..... 196

52 平和と人権の尊重、男女共同参画の推進 … 203



大泉学園通りの桜並木

# 51 区政改革の推進

## (1) 区政の改革に向けて

区政改革は、『ビジョン』に掲げた政策を実現するための具体的な仕組みや態勢を、区民の視点から改めて見直そうとするものである。

区政改革の目的は、市民感覚で行政を見直し、サービスを向上させることにある。時代の状況と地域の実態に即した質の高いサービスを提供できる、持続可能な仕組みにしていく必要がある。

そのため、将来を見通した観点から施策の質や方向性を検証し、これまでの発想を転換して見直すこと、さらに区政全般において、区民との協働を進めることが不可欠である。

### ●区政改革推進会議の設置

区政改革の具体的内容について検討を行うため、平成27年6月に公募区民や学識経験者などで構成する区政改革推進会議を設置した。28年3月には、推進会議から区長に対し、提言を行った。

### ●区政の改革に向けた資料の作成・公表

区政改革の検討過程から区民と問題点を共有して議論を深め、今後の区政のあり方をともに考えるため、区政の重要課題について、現状と将来見通しをデータに基づき示した「練馬区の『これから』を考える～区政の改革に向けた資料～」を平成27年12月に作成・公表した。

この資料をもとに、区民意見反映制度を実施するとともに、練馬の未来を語る会を開催し、区民から意見やアイデアを募ったところ、計486件の意見が寄せられた。

### ●(仮称)区政改革計画の策定

区政改革推進会議の提言を根幹に据え、区政の改革に向けた資料について区民等から寄せられた意見を最大限活かして作成した区政改革計画の素案を、平成28年5月に公表した。

素案では、計画期間を28年度～31年度の4か年としており、「区民参加と協働の区政に取り組みます」「区民サービスと持続可能性の両立を実現します」「区役所の総力をあげて改革を実行します」の3つの方策のもと、16の具体的な取組を盛り込んでいる。

素案に対する区民意見反映制度を実施するとともに、練馬の未来を語る会や担当職員による説明会など

を開催し、区民意見を募り、28年10月を目途に(仮称)区政改革計画を策定する予定である。

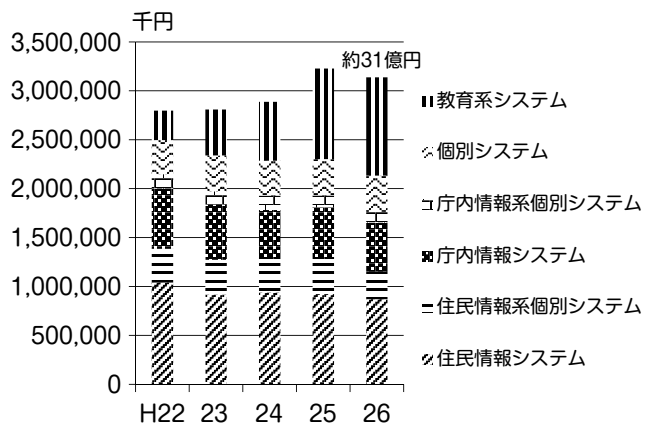
## (2) ICT(情報通信技術)などの積極的な活用による利便性の向上

### ●ICT(情報通信技術)を活用した区民生活の質の向上と効率的な区政運営の推進

#### 1 情報システムの現状

平成27年4月現在、各業務を処理し、区民サービスの基礎を支えるインフラとして、205の情報システムを運用している。近年のランニングコストは以下のグラフのとおりとなっている。

〔システムのランニングコストの推移〕



※各システムのイニシャルコストは除いてある

#### 2 情報化施策の推進

27年度は、区政改革の検討と整合を図りながら、新たな「練馬区情報化基本計画」の策定に取り組んだ(策定は28年度を予定)。

(1) ICTやマイナンバー制度を活用したきめ細かな区民サービスの実現

28年1月にマイナンバー制度の運用が開始された。区では、27年8月に「練馬区におけるマイナンバー制度の活用に向けた取組方針」を策定し、この方針に従って、28年4月からのマイナンバーカードを使ったコンビニ交付サービスの実施等、区民サービスの向上に取り組んでいる。

27年4月には、予防接種のスケジュールをスマートフォン等へ配信する「予防接種サポートシステム(28年度から「ねりま子育てサポートナビ」に変更)」を導入するなど、新たなサービスを開

始した。また、ICTを活用した取組のひとつとして、オープンデータの公開に向けた検討を行った。

## (2) 情報化による区民の安全・安心を支える体制の強化

サイバー攻撃をはじめとする情報セキュリティの脅威が増大する中で、28年1月からのマイナンバー制度の開始を控え、より一層のセキュリティ対策の強化が求められた。

区では、27年度に「練馬区情報セキュリティポリシー」を改定し、システム面と運用面の両面から対策を強化した。

また、災害発生時には、非常時優先業務に必要な重要システムを稼働させる必要がある。27年度は、そのための取組を定める「(仮称)練馬区情報システム運用継続計画」の策定に向けて、具体的な検討を行った。

## (3) 情報システムの効率化・高度化のさらなる推進

区では、情報システムの経費節減、管理運用業務の効率化、データとシステムの安全性の向上等を図るため、クラウド化を推進することとしている。

27年1月には、住民基本台帳などの基幹業務を行う住民情報システムを自治体専用クラウドサービスに切り替えた。

また、その他の情報システムを集約するためのプライベートクラウドとして、練馬区共通基盤の運用を開始した。28年3月時点で、25の業務システムが共通基盤上で稼働している。

引き続き、共通基盤やクラウドサービスの活用により、情報システムの効率化、高度化を推進していく。

## (3) 開かれた区政に向けた情報発信の充実と区民要望への迅速な対応

### ●主な広報出版物

#### 1 ねりま区報

毎月3回(1・11・21日)、各回約24万部を発行している。日刊6紙の新聞に折り込むほか、区立施設、区内および隣接の駅、区内の金融機関などで配布している。新聞未購読で、配布場所での入手が困難な希望者には個別配布も行っている。

また、「点字広報」とカセットテープ・デージー版CDによる「声の広報」を区報とほぼ同じ内容で発行し、希望する視覚障害者に郵送している。

#### 2 ねりま区議会だより

区議会定例会の内容を中心に、年4回、各回約24万部を発行している。日刊6紙の新聞に折り込むほか、区立施設、区内および隣接の駅、区内の金融機関などで配布している。また、希望者には郵送も行っている。

「ねりま区議会だより点字版」、カセットテープ・デージー版CDによる「声のねりま区議会だより」を発行し、希望する視覚障害者に郵送している。

#### 3 練馬区勢概要

区政のあらましをまとめ、年1回発行している。27年度は、26年度の区政の動きを中心に編集し、9月に発行した。

#### 4 わたしの便利帳

区の手続きやサービス窓口・施設の利用方法など、必要な情報を探し出すことができるよう編集して発行している。4年毎に全面改訂を行っている。

27年度は、全面カラー印刷とし、巻頭に防災特集、巻末に観光情報ページを掲載した全面改訂版を全戸配布した。



〔27年度に全面改訂した「わたしの便利帳」〕

また、希望する視覚障害者に音声版(カセットテープ・デージー版CD)と点字版を配布した。

#### 5 練馬区くらしガイド

区の手続きやサービス窓口の情報を提供するため、28年3月に3か国語(英語・中国語・ハンゲル)の翻訳と日本語の文章を1冊に集約し6,000部発行した。

#### 6 外国人向け広報紙

年4回(1・4・7・10月)、各回英語版3,500部、中国語版3,500部を発行している。区立施設、区内および隣接の駅、区内の郵便局などで配布している。

## ●その他の広報活動

### 1 報道機関への情報提供（プレスリリース）

区の施策や催しなど各種情報を、報道機関（新聞、テレビ、ラジオなど）に提供している。平成27年度は、主要日刊紙と地元報道機関へ257件の情報を提供し、主要日刊紙およびテレビには144件（延べ297件）の掲載・放映があった。

### 2 練馬区ホームページ

「練馬区ホームページ」は22年2月に全面リニューアルを行い、「暮らしのガイド」、「区政情報」、「ねりまの案内」など大きく5つに分けて情報を掲載している。23年9月からは英語・中国語・ハンダ語への自動翻訳を開始し、25年7月からはスマートフォンに対応した運用を始めた。

27年度アクセス件数は161,402,736件、訪問者数は延べ10,628,954人であった。

### 3 ねりま情報メール

22年7月から「ねりメール」を開始し、25年6月からは「防災気象情報」「安全・安心情報」「区政情報」「緊急情報」を内容とする「ねりま情報メール」の配信を始めた。「ねりま情報メール」の登録者数は、27年度末現在で28,114人である。

### 4 ソーシャルメディアの活用

23年3月から、練馬区公式ツイッターを開始し、25年8月からは、区政全般の情報を発信している。

また、25年4月から動画共有サイト「ユーチューブ」を活用した区政情報を動画配信するほか、25年10月からは、区の魅力を発信する練馬区公式フェイスブックを発信している。

### 5 練馬区情報番組「ねりまほっとライン」

19年5月からケーブルテレビを媒体に、区政情報や催しなどを毎日3回放送している。

区ホームページおよび動画共有サイト「ユーチューブ」で動画配信しているほか、区立図書館、区民情報ひろばでのDVDの貸し出しや、広聴広報課での複写サービスを行っている。

### 6 庁内等モニター広告事業

26年4月から区役所本庁舎および石神井・光が丘・大泉・関区民事務所で、区政情報および練馬区情報番組ねりまほっとライン、ねり丸アニメを放映している早宮区民事務所には、28年度にモニターを設置した。

## ●区民情報ひろばの運営

区民情報ひろばでは、情報公開制度に基づく情報公開の総合的な推進を担っている。区政資料等の閲覧・貸出し・配布、有償刊行物の販売や、公文書公開請求および自己情報開示等請求の受付を行っている。

## 〔区民情報ひろば利用状況〕

平成27年度

項目	件数等
区民情報ひろば利用者数	16,029人
インターネット利用者数	435人
区政資料等所蔵点数(貸出数)	12,877点(91冊)
有償刊行物取扱点数(販売数)	129点(575件)

## 〔区民情報ひろばで販売している主な有償刊行物〕（平成28年4月現在）

刊行物の名称	価格
ねりま区報縮刷版（平成27年版）	1,200
平和への架け橋 上巻	1,000
平和への架け橋 下巻	1,000
練馬区統計書(平成27年版)	900
練馬区勢概要(平成27年版)	1,300
ねりま60	2,500
ねりま50年の移り変わり	2,500
練馬区小史	1,100
練馬区史 歴史編	8,300
練馬区史 現勢編	9,800
練馬区史 現勢資料編	6,400
練馬の伝統野菜 練馬大根	900
練馬区の遺跡地図	100
練馬発わかかわかむかむ元気ごはん	300
第6期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	390
練馬区障害者計画・第四期障害者福祉計画	500
練馬区都市計画図 1(用途地域等)	600
練馬区都市計画図 2(都市施設等)	700
施設整備マニュアル(建築物)	800
練馬区子ども・子育て支援事業計画	300

## ●区政資料管理体制の整備

公文書のうち歴史的資料として重要なものを、体系的に収集・管理し、利活用を図ることを目的として平成21年11月に「練馬区区政資料管理整備計画」を策定した。

現在は、収集した公文書や、区の刊行物、写真資料を含めた歴史的資料の管理および利活用体制の充実を図るために運用面の整備を進めている。

## ●情報公開と個人情報保護

区民参加を促進し、公正で開かれた区政を実現するため、情報公開制度を設けている。

「知る権利」の具体化の一つとして区民等に公文書公開請求権を保障するとともに、情報の公表や提供を積極的に行っている。

個人情報の保護については、総合的、体系的な保護を図るため、練馬区個人情報保護条例を整備し、適正な執行に努めている。また、個人情報に係る区民等の基本的人権の擁護を目的に、自己情報の開示等請求権を保障している。

## 1 公文書の公開請求と処理状況

平成27年度における公文書の公開請求と処理状況は以下の表のとおりである。

〔公文書の公開請求件数と処理状況〕 平成27年度

請求件数	全部公開	部分公開	非公開	不存在	存否応答拒否	取下げ
件 1,122	516	523	2	35	0	46

公開率（文書の不存在と請求の取下げを除いた請求件数に占める全部公開と部分公開の割合）は99.8%であった。また、27年度は、不服申立てはなかった。

〔公文書公開請求の非公開の理由別件数〕 平成27年度

非公開とした理由（部分公開含）	件数
個人に関する情報で特定の個人が識別されうるもの	249
法人等に関する情報で法人等の正当な利益を害すると認められるもの	176
公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあるもの	2
審議・検討・協議に関する情報で、意思決定の中立性が不当に損なわれるなどのおそれがあるもの	0
事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの	183
法令等の規定によって公開できないと認められるもの	0
他の制度との調整	1

注：同一公文書に、複数の理由が含まれているものもある。

## 2 自己情報の開示等請求と処理状況

27年度における自己情報の開示等請求と処理状況は以下の表のとおりである。

なお、自己情報の外部提供中止請求に応じられない決定について、請求者から不服申立てが1件あった。

〔開示請求等の処理状況【全299件】〕 平成27年度

区分	全部開示	部分開示	非開示			取下げ
			不存在	全部非開示	存否応答拒否	
開示請求	138	132	23	0	1	4

区分	応じる		応じられない	取下げ
	全部	一部		
訂正請求	0	0	0	0
目的外利用中止請求	0	0	0	0
外部提供中止請求	0	0	1	0

## 3 練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会

情報公開制度および個人情報保護制度の適正な運用

を図るため、区長の附属機関として「練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会」を設置している。審議会は、制度運営の重要な事項について区長に意見を述べるができるほか、区の諮問に応じて審議を行い、答申を出している。

審議会は、区民、学識経験者、区議会議員から組織されている（任期2年）。27年度は2回開催した。

### 4 練馬区情報公開および個人情報保護審査会

区が行った公文書の非公開決定や自己情報の非開示決定等の処分に対する請求者からの不服申立てを審査するため、区長の附属機関として「練馬区情報公開および個人情報保護審査会」を設置している。

審査会は、優れた識見を有する者のうちから区長が委嘱した委員5人で組織されている（任期2年）。27年度は開催されなかった。

## ●主な広聴活動

### 1 意見要望等の受付

文書等で寄せられた意見・要望・陳情などを区長室広聴広報課で一括して受け付け、各担当主管部との連携により速やかな解決に努めている。平成27年度の受付件数は1,583件であった（「モニターの声」114件含む）。

このうち、個人が、区政に関する意見・要望等を気軽に申し出られるように、区立施設と区内各駅に置いている「区長への手紙」などにより行う要望・苦情等を個別広聴として受け付けている。27年度の受付分は、「区長への手紙」374件、一般郵便が85件、電話や来訪等が166件、電子メールが778件、ファクスが6件であった。

また、団体等が文書で行う陳情・要望等は団体陳情として受け付けており、27年度は60件であった。

### 2 区政モニター

区政への意見・要望等を継続的に聴くことにより、区民の意向を把握し、区政に反映させるため、区民に区政モニターを委嘱している。第22期区政モニター（任期は27～28年度の2年間）は公募により100人、無作為抽出によって100人を選出した。

27年度は、アンケートを5回実施し、懇談会を3回（「区長とともに練馬の未来を語る会」2回を含む）、施設見学会を2回開催した。

### 3 区長との対話集会

#### (1) 区長とともに練馬の未来を語る会

区長が区民と区政の課題を直接話し合い、今後の区政運営に活かしていくため、26年度から開催している。27年度は、子育て支援団体やまちの活性化に取り組む地域活動団体との意見交換を2回、区政モニターとの意見交換を2回実施し、計58人が参加した。また、区政の改革に向けた資料

について説明し、区長が直接区民の意見・アイデアを伺う意見交換を6回実施し、476人が参加した。

#### (2) ねりまビッグバン

27年度から、住民参加と協働のムーブメントを起こすことを目的に、参加者がまちを元気にするアイデアを具現化していく新しい試み「ねりまビッグバン」を開催している。地域の方や区内の若手経営者との意見交換を3回実施し、42人が参加した。

#### 4 区民意識意向調査

区民の意識や意向を統計的に把握し、区政運営の基礎資料としている。対象者数は、3,000人である。

27年度の調査テーマは、「区の施策および評価について」「区政改革について」「練馬区の農地や農業について」「エネルギー施策について」「『みどり』について」であった。

#### 5 土・日・休日区政案内

区では、14年4月から「なんでも相談窓口」（18年4月から「土・日・休日区政案内」に名称変更）を開設している。電話や窓口で、区民から区政に関する意見・要望等を受け、必要な場合には関係機関、専門相談等の案内を行っている。

開設時間は、土・日曜日および祝・休日の午前9時から午後5時まで（予約不要）。27年度の総受付件数は4,445件であった。

#### 6 広聴専門員

区民からの区政への苦情等に関する区の対応について、公正中立な立場から調査・検討し、区に意見を述べる広聴専門員（1名・弁護士）を19年度から設置している。任期は2年（27・28年度）である。27年度の案件数は3件であった。

#### ●区民相談

練馬区区民相談所および石神井庁舎区民相談室では各種の区民相談を行っている。そのうち、法律相談は男女共同参画センターえーるにおいても行っている。

〔区民相談件数〕 平成27年度

相談名	件数
一般区民相談	16,693
法律相談	3,623
交通事故相談	221
身の上相談	358
税務相談	470
不動産取引事前相談	156
人権擁護相談	5
行政相談	113
表示登記(調査・測量)相談	46
暮らしと事業の手続相談	25
権利登記・供託相談	111
心の相談	278

#### (4) 行政需要に柔軟に対応するための人材育成・体制整備

##### ●職員の人材育成

##### 1 人材育成基本方針に基づく人材育成の推進

区は、限られた人的資源である職員の能力を最大限に引き出し区民の負託に応じていくため、平成22年3月に「練馬区職員人材育成基本方針」を策定した。

この方針に基づき、職員の能力開発のあり方や職員の役割を見直すとともに、職員が意欲的に職務に取り組むことができる職場づくりを進めるための様々な取組を実施している。

##### 2 職員の能力開発

23区が共同で設置した特別区職員研修所や近隣の区等と連携、補完しあい、また、専門分野については、国・都・民間研修機関等に派遣する等により、多種多様な研修を通して職員の能力開発を進めている。

区で実施する研修は以下の6つに大別できる。

##### (1) 職層研修

##### ①「新任研修」(採用年次)

区職員として必要な知識を身につけさせる

##### ②「現任研修」(採用2年～4年目)

上位職層へのステップアップに必要な能力を強化させる

##### ③「主任主事研修」(主任主事選考合格者)

係のリーダー的役割を認識させる

##### ④「係長研修」(係長昇任選考合格者)

監督者としての職責の自覚と職員育成を考える契機とさせる

##### ⑤「管理職研修」(管理職昇任選考合格者)

管理職として必要なリーダーシップ等のスキルを早期に習得させる

また、全職員を対象にコンプライアンスeラーニング研修を実施している。

##### (2) 実務研修

日常業務の処理に要する知識や技能を修得するために、「行政法研修」「文書実務研修」等を実施している。また、17年度末から、職員全員を対象にAED（自動対外式除細動器）の使用方法を含んだ「普通救命講習」を実施している。

##### (3) 特別研修

職務を効率的に進めていく上で必要な知識や技能等を修得するために、「CS・接遇向上」、「プレゼンテーション」等、ワークショップ研修として民間企業との交流の研修等を実施している。

##### (4) 能力開発支援

各職場や職員の能力開発意欲を促し、自発的な

取組を支援するため「派遣研修」、「職場研修」および「担当課企画研修」を実施している。

(5) 派遣研修

職員の専門知識や政策形成能力、行政運営能力を養成するため、政策研究大学院大学へ職員を派遣している。

(6) その他

インターンシップ生を武蔵大学等から受け入れて就業体験をさせ、学生への教育等を通じ、職員の能力開発および職場の活性化につなげている。

〔研修受講者数〕 平成27年度

研修機関	受講者(人)
練馬区職員研修所	
職層研修	1,197
実務研修	881
特別研修	607
能力開発支援	4,185
特別区職員研修所	631
第四ブロック研修会	118
計	7,619

### 3 職員の意識改革

職員が自ら課題を発見し、区民とともに考え行動することができるよう育成するため、地域の現場などで学ぶ機会の充実などに取り組んでいる。

また、民間事業者の視点を活用した「職場経営コンサルティング事業」をモデル職場で取り組んでいる。

### 4 職場環境の向上

健康診断やメンタルヘルス対策などの健康管理、過重労働対策および安全衛生委員会の活動等を行い、職場環境の向上を推進している。

また、「次世代育成支援対策推進法」および「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく練馬区職員ワーク・ライフ・バランス推進計画を策定し、職員の仕事と子育て・介護等の両立や、女性職員の活躍に努めている。

#### ●職員報の発行

区職員を対象として、区政情報の共有と互いの交流を深めるため、年4回Web版を発行している。

#### ●施設の適切な管理・活用

##### 1 区立施設等の総合的な維持管理・更新

これまで、人口の増加や区民ニーズに対応して施設建設を進めてきたが、これらの施設の老朽化が進み、今後、大規模改修や改築が集中する時期を迎える。

平成27年12月に公表した区政の改革に向けた資料で

は、今後30年間の改修・改築費用を約6,450億円と試算し、施設を現状のまま維持するのは困難であることを明らかにした。

少子高齢化など社会経済情勢の変化を見据え、限られた財源の中で、区民ニーズに合わせた機能の見直し、効果的・効率的な維持保全と更新、施設の長寿命化などが求められている。

これらの課題に総合的に対応するため、28年度には、区の特性を踏まえた公共施設等総合管理計画を策定し、施設の適正配置や複合化、長寿命化、維持管理の効率化等についての基本方針を明らかにする。

また、区立施設の床面積の約半分を占める学校施設については、個別計画として学校施設等総合管理計画(28年度は基本計画)を策定する。

### 2 関越高架下の活用

高架道路下の活用について国が「積極的な利用を認める方針」へと転換したことから、区は、関越自動車道高架下の空間を利用して、地域での利便性の向上とまちの活性化を図る「関越自動車道高架下活用計画」を推進している。

#### (1) 計画の概要

大泉学園通りから大泉ジャンクションまでの区間(約1km)に、高齢者の健康増進施設(高齢者センター)、環境学習活動施設(リサイクルセンター)、スポーツ施設、地域交流スペース、地域倉庫などの施設を整備するほか、敷地内に歩行空間を確保する。

#### (2) 経過

25年1月、道路保有者(日本高速道路保有・債務返済機構)により、区の活用計画に基づく「高架下利用計画」が策定された。

これを受けて25年度には施設建設懇談会を設置し、地域住民や施設利用者等の意見を聞きながら各整備施設の設計等を行った。

26年9月には道路保有者から活用区間の占用許可を取得した。

27年度から順次着工し、28年度までに施設整備を完了する。

### 3 指定管理者制度

指定管理者制度は、地方公共団体の出資法人や公共団体等に限らず民間事業者も、地方自治体の指定を受けて「公の施設」の管理を行うことができる制度である。15年6月の地方自治法の一部改正によって導入された。

区では、16年3月に策定した「委託化・民営化方針」に基づき、区立施設を委託する場合には、原則として指定管理者制度を適用することとしている。これは、民間事業者等のノウハウにより効率的な施設運営や区

民サービスの向上が図れるとともに、事業者選定手続の公正性・透明性が担保され、区民への説明責任を果たしやすい仕組みとなっているためである。

28年4月1日現在、189施設で指定管理者制度を適用している。

### (5) 基礎的な住民サービスを効率的に提供する

#### ●区民事務所等のサービスの拡充と事務の効率化

平成25年6月に「区民事務所等のサービスの拡充と事務の効率化に関する基本計画」を策定し、26年7月から、6区民事務所と11出張所の体制とした。

区民事務所では、練馬区民事務所を毎週土曜日の午前9時から午後5時まで開庁し、窓口受付時間の拡大を図った。出張所では、住民票等の証明書発行や税金等の収納事務を取り止めた。

一方、証明書発行を郵便局窓口に委託するなど、地域の事務サービスの水準を維持しながら、事務の効率化を進めている。

#### ●コンビニ交付の開始

マイナンバー制度の施行に伴い、マイナンバーカード（個人番号カード）を利用して全国のコンビニエンスストアのマルチコピー機で住民票の写し、印鑑登録証明書、住民税の課税（非課税）証明書・納税証明書および戸籍の謄抄本を取得できるサービス（コンビニ交付）を平成28年4月4日から開始した。

#### ●自動交付機による証明書発行サービス

自動交付機は、区民事務所・出張所のほか練馬駅等に設置し、区内22台の運用を行っている。

利用に当たっては、事前の利用登録（暗証番号等の登録）が必要である。

#### 〔自動交付機で交付する証明書等〕 平成27年度末現在

自動交付機で交付する証明書	交付開始年月日	交付手数料
住民票の写し	平成18年10月2日 (ただし外国人については平成24年7月9日)	1通200円
印鑑登録証明書	平成18年10月2日 (ただし外国人については平成21年1月5日)	1通200円
住民税の証明書	平成25年10月15日	1通200円

#### 〔自動交付機による証明書の交付状況〕 (単位：枚)

年度	住民票の写し			印鑑登録証明書			住民税の証明書		
	自動交付機 交付枚数	全交付 枚数	占有率	自動交付機 交付枚数	全交付 枚数	占有率	自動交付機 交付枚数	全交付 枚数	占有率
25	170,932	421,328	40.6%	155,270	245,679	63.2%	4,810	127,304	3.8%
26	172,913	392,839	44.0%	157,481	232,655	67.7%	21,377	132,407	16.1%
27	174,112	393,829	44.2%	156,559	230,368	68.0%	27,364	158,157	17.3%

#### 〔利用登録者数〕

平成27年度末現在	278,497人
-----------	----------

#### ●住居表示

区内の住居表示の実施は、平成2年1月に完了した。その後は、大規模な再開発に伴う街区の変更や、新築・建替え等に伴う住居番号の付定、住居表示板類の設置・管理等を行っている。

27年度の住所付定件数は2,596件であった。